

第435回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 3 5 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和2年5月26日
- 2 開催場所 川越市役所東庁舎3階 監査委員室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時40分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 12名

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、参集する委員は最小限で開催

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	—	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	—		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	—	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	—		17	米原民子	—	
9	内田光夫	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	石田 秀樹	主査	榎本 亮太
副事務局長	内田 和則	主事	酒井 亮
副主幹	宮本 晃宏	主事	山本 和慶
副主幹	横山 大造	主事補	飯島 佑加
主査	河野 敏浩		

10 産業観光部農政課職員

職	氏名	職	氏名
副課長	武藤 貴子		
主査	高田 英明		

11 開会

会長 石川 秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年5月26日第435回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

12 議事録署名委員選任の件

議長 石川 秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 吉崎 一行

委員 鈴木 一

委員 内田 光夫

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 4 月分については、記載のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定
について

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「本議案の整理番号 1 番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第 3 1 条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号 1 番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号 1 番は更新分で、1 筆、1, 5 8 1 m²で、約 5 年の賃借権設定の申出である。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第1号整理番号1番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号2番から事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、先ほど審議した整理番号1番を除く、件数35件、総筆数113筆、総面積83,872㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、先ほど審議した整理番号1番を除く、整理番号2番から36番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号2番から36番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号2番から36番について原案どおり許可することに決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数1件、筆数3筆、面積3,414㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することよろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。17日に譲渡人に話を聞いてきた。農業ができないため、できる方に譲りたいとのことであった。19日には現地を確認してきた。譲受人は、以前にも3条申請をしており、農機具など以前と変わっていないことを確認した。耕作については、トマトや大豆を作付けするとのことであった。地元委員としては遊休農地防止のためにも問題ないと判断する。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可すること採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見
について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数4件、筆数8筆、面積5,487㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から4番については、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から4番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号2番と3番については、「雨水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とし、整理番号2番と3番については条件を付すことに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数10件、筆数18筆、面積6,532㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から10番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可

できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号7番について、調査報告する。17日に譲渡人に話を聞き、事務局の説明と相違ないことを確認した。譲受人には18日に現地にて話を聞いてきた。電動カートを導入するにあたって、現在4箇所駐車場あるが、そのうちの1箇所をカート置場にするため、新たな駐車場用地として申請するとのことである。雨水については敷地内処理で、流出防止のためにコンクリートブロックを積み、河川課にも書類は提出済みとのことである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から10番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号7番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とし、整理番号7番については条件を付すことに決定する。

議案第5号

農業振興地域整備計画の変更について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「議案第5号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定されている。川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会において、農業委員会の意見を付すこととしている。」との説明を行った。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に概要説明を求めた。

農政課は「案件の概要を説明する。重要変更として、給油所1件、敷地拡張3件、分家住宅1件、農業用倉庫1件となり、合計面積は、5,689㎡である。軽微変更としては、農業用倉庫2件であり、面積は354.25㎡である。案件の概要のうち、1,000㎡以上のものは、重要変更の給油所1件となり、面積は3,131㎡である。議案説明資料のとおり、重要変更である整理番号1番から6番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たしているため、やむを得ないものと考えられる。また、軽微変更である整理番号軽1番及び軽2番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項の変更に該当するため、認められるものと考えられる。」との説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

委員より「整理番号6番について、調査報告する。面積が大きいため、近隣の方々に話を聞いてきた。目的が洗車場と給油所であり、給油所の北側にはU字溝があるため、水の流れは確保できるが、南側と

洗車場の北側は素掘りの水路である。近隣の方は、素掘りではなく、U字溝を埋設してほしいとのことであった。台風の時には、宅地に水が入ってこなかったが、農地や水路はすべて冠水してしまった。そういう事例があるため、農振除外は問題ないが、特に水路の保全や確保を重点的に要望したいとのことであった。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から5番については、「やむを得ない」と意見し、整理番号6番については「雨水や排水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと」と意見し、農業用施設用地に変更しようとする土地、整理番号軽1番と軽2番については、「認める」と意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり意見を付すことに決定する。

議案第6号

川越市農業委員会の「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について

及び

議案第7号

川越市農業委員会の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「議案の説明を行う前に、農業委員会の活動の点検評価及び活動計画の概要について説明する。令和元年度の目標及びその達成

に向けた活動の点検・評価については、昨年度、農業委員会が取り組んできた業務についてまとめたものである。また、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、市の農業施策に係る基本構想などに基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図り、取り組んでいただく業務などを計画案として作成している。農業委員会における活動等の実施状況については、農業委員会法の規定でインターネット等により公表することが定められており、それぞれの様式、項目、出典図書等についても農林水産省が規定したものにに基づき作成している。なお、当該実施状況等については、6月30日までに公表するものとされており、本総会での決定の後、速やかに手続を進める予定である。

I 農業委員会の状況について説明する。1 農業の概要については、農林水産省が定めた様式の中で、各項目に対して指定された統計資料により作成している。耕地面積については耕地及び作付面積統計に基づき記載している。経営耕地面積については農林業センサスに基づき記載している。農林業センサスは、5年毎に国が行う調査であり、今回記載している最新版は2015年版である。遊休農地面積及び農地台帳面積については令和元年度に実施した利用状況調査などの実績である。中段左の総農家数等、中央の農業就業者数は、農林業センサスに基づき記載している。中段右の認定農業者等の経営数については、農政課からの資料に基づいて作成している。

2 農業委員会の現在の体制については、新制度に基づく農業委員会の表に、現在の体制を記載している。

II 担い手への農地の利用集積・集約化について説明する。1 現状及び課題については、現状の管内の農地面積3,250haに対し、これまでの集約面積は448.1haであり、集積率は13.8%である。2 令和元年度の目標及び実績については、集積目標739.1haに対

して集積実績 468.0ha、うち新規実績は 271.1ha となり、達成状況は 63.3%である。3 目標の達成に向けた活動については、活動実績として、川越市が実施する人・農地プランの地区の意向を考慮し、今後の利用集積に向けた話し合いを行った。8 月に実施した農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向調査を踏まえ、地域の担い手等と農地貸借の調整を行い、農用地の利用調整並びに優良農地の保全を推進した。農地中間管理事業については、利用権による貸借等の円滑な権利移動を行った。4 目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価として、令和元年度の目標は達成できなかったが、農地中間管理事業整備の支援を進めることはできた。活動に対する評価として、利用集積の取組みについては、計画どおりの活動ができた。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について説明する。1 現状及び課題について、新規参入の状況は、平成 28 年度新規参入者数は 3 経営体、取得した農地面積は 3.1ha である。平成 29 年度新規参入者数は 2 経営体、取得した農地面積は 2.0ha である。平成 30 年度新規参入者数は 0 経営体、新規参入者が取得した農地面積は 0ha である。2 令和元年度の目標及び実績については、参入目標 6 経営体に対し、参入実績は 1 経営体であり、達成状況は 16.7%である。また、参入目標面積 3.0ha に対し、参入実績面積は 0.6ha であり、達成状況は 20%となった。3 目標の達成に向けた活動については、農家の高齢化や担い手不足が実情の課題であるが、積極的な啓発活動を行い、新規参入を推進した。4 目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価として、新規参入者数については、目標を達成できなかったため、今後さらなる推進を図る必要がある。活動に対する評価として、普及の取組みは計画通り実施できたが、今後さらなる推進を図る

必要がある。IV遊休農地に関する措置に関する評価について説明する。

1 現状及び課題については、現状の管内の農地面積 3,288.6ha のうち、遊休農地については筆数 608 筆、面積 38.6ha で割合は 1.2%である。

2 令和元年度の目標及び実績については、遊休農地解消目標 10.0ha の達成に向けて、活動計画のとおり 8 月に農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の解消に向けて活動した結果、解消実績は筆数 247 筆、面積 16.1ha となり、達成状況は 161.0%である。3 2 の目標の達成に向

けた活動について説明する。農地の利用意向調査については、対象者 16 人、調査筆数 28 筆、面積 1.6ha について、活動計画のとおり 1 1 月に実施した。4 目標及び活動に対する評価については、目標に対す

る評価として、遊休農地解消に向けて農地パトロールや農地所有者への是正指導を実施した結果、解消面積は 16.1ha となり、目標を大幅に達成できた。活動に対する評価として、農地の利用状況調査及び利用意向調査について、農地法及びその運用等に基づき、計画どおり適正に実施することができた。V 違反転用への適正な対応について説明す

る。1 現状及び課題については、現状の管内の農地面積 3,250ha に対して、違反転用面積は 1.9ha である。2 令和元年度実績については、実績 1.6 ha となり、0.3 ha 減少した。3 活動計画・実績及び評価につ

いては、活動実績として、口頭等による是正指導を行った。また、農業委員と農地利用最適化推進委員により、担当地域内のパトロールを月 1 回以上実施した。活動に対する評価として、今後も継続して是正

指導を行う必要がある。VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について説明する。1 農地法第 3 条に基づく許可事務につ

いては、1 年間の処理件数 65 件、うち許可 65 件である。点検項目である事実関係の確認については、申請書及び添付書類の確認、現地調

査を実施し、必要に応じて本人への聞き取り調査等を行っている。総会等への審議については、事務局から審査基準の項目ごとに説明を行い、法令に適合するか審議している。申請者への審議結果の通知については、申請者へ総会等での指摘事項や許可条件等を説明した件数は処理件数と同じ 65 件である。審議結果等の公表については、議事録を作成し、縦覧に供している。処理期間については、同月内に処理を行っている。2 農地転用に関する事務については、農地法第 4 条及び第 5 条に基づき意見を付して知事へ送付した件数は 169 件である。点検項目の内容については、農地法第 3 条と同様である。処理期間については、埼玉県に送付後、翌月 15 日前後に処理を行っている。3 農地所有適格法人からの報告への対応については、管内の農地所有適格法人 3 法人が対象である。うち報告書提出法人数は 2 法人、うち報告書の督促を行った法人数は 1 法人である。対応方針は、引き続き報告書の提出を催促する。4 情報の提供等については、点検項目のうち賃借料情報の調査・提供については調査対象賃貸借件数が 33 件である。情報の提供方法として、ホームページ等で公表を行った。農地の権利移動等の状況把握については、調査対象権利移動等件数は 2,392 件である。農地台帳の整備については、整備対象農地面積は 3,400ha で、農地の利用状況調査結果、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、随時更新を行っている。VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について説明する。農地利用最適化等に関する事務についての要望等として、高齢や体調不良のため耕作が困難な農地所有者から、農地の管理及び利用調整の相談や、非農家である農地所有者から、売却や農地の管理についての相談があった。対処内容として、農業委員及び推進委員が地域内で耕

作できる担い手を探し、農地の集積を図るとともに、地域の農業者と協力して除草作業等を行うことで、遊休農地の未然防止や解消ができた。農地法等によりその権限に属された事務については、要望・意見はなかった。Ⅷ事務の実施状況の公表等について説明する。1 総会等の議事録の公表については、市のホームページに公表している。2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、提出件数は1件で、提出先は川越市である。意見の概要としては、優良農地の保全及び有効利用の推進のための支援、担い手の育成・確保、新規参入などの支援及び経営改善支援、その他農業振興のための支援、農業委員会の体制整備と業務支援、その他として災害対策について、不法投棄の防止などである。3 活動計画の点検・評価の公表については、市のホームページに公表している。続いて、議案第7号川越市農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について説明する。Ⅰ農業委員会の状況については、基準日が令和2年4月1日現在のため、内容は議案第6号のⅠと同様である。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について説明する。1 現状及び課題について、(1)現状については、管内の農地面積3,240haに対し、これまでの集積面積が468.0haであり、集積率は14.4%となっている。(2)課題については、農業従事者の高齢化や、新規就農者を含む農業後継者不足等により、農業従事者が減少傾向にあることから、認定農業者等、効率的で安定した農業経営を担う中核的な農業者の育成・確保が必要となる。2 令和2年度の目標及び活動計画について説明する。(1)目標について、令和2年度の目標集積面積は939.1ha、うち新規集積面積は471.1haとする。目標設定の考え方については、川越市が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた

目標設定から算出している。(2)活動計画については、川越市が実施する人・農地プランの実質化への支援を行う。また、遊休農地調査の結果に基づいて集約結果を農地中間管理事業に役立てるよう整備し、担い手への農地集積推進の支援を行う。農地中間管理事業については、利用権による貸借等の円滑な権利移動に努める。Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について説明する。1 現状及び課題について、(1)現状については、新規参入の状況は、平成29年度新規参入者数は2経営体、取得した農地面積は2.0ha、平成30年度新規参入者数は0経営体、取得した農地面積は0ha、令和元年度新規参入者数は1経営体、取得した農地面積は0.6haである。(2)課題については、川越市が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（基本構想）」に、農業経営を営もうとする青年等の確保が目標とされているが、収入を得られる農地を確保することが重要である。2 令和2年度の目標及び活動計画について、(1)目標については、令和2年度の参入目標数は6経営体、参入目標面積は3.0haとする。(2)活動計画については、川越市が作成する基本構想に基づく活動について、積極的に支援する。Ⅳ遊休農地に関する措置について説明する。1 現状及び課題について、(1)現状については、管内農地面積3,268.3haのうち、遊休農地については、筆数449筆、面積28.3haであり、割合は0.9%となっている。(2)課題については、土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化等による担い手不足により遊休農地が発生しているため、川越市が推進する「人・農地プラン」の実質化等に積極的に協力し、地域を支える担い手の確保と担い手への農地の集約化を図っていく必要がある。2 令和2年度の目標及び活動計画について、(1)目標については、令和2年度の遊休農地の解消目標面積は11.0haとする。目標設定の考え方

については、前年度の遊休農地解消実績に、遊休農地の減少率を乗じた面積とする。(2)活動計画について、①農地の利用状況調査については、8月に農業委員と農地利用最適化推進委員の33人で実施し、調査結果については9月末までに取りまとめる。調査方法については、ア「川越市農業委員会農地パトロール実施要領」に基づき、利用状況調査推進会議を開催し、趣旨や調査方法等について意思統一を図って実施する。イ仮登記農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査する。ウ利用状況調査の結果等をふまえ利用意向調査を実施する。②農地の利用意向調査については、8月に実施する利用状況調査の結果をふまえ、11月に実施する。調査結果については、1月末までに取りまとめる。V違反転用への適正な対応について説明する。1現状及び課題について、(1)現状については、管内の農地面積3,240haのうち、違反転用面積1.6haとなっている。(2)課題について、違反地については、是正指導を行っているが、多量の残土等が堆積しているため、原状回復が進んでいない。2令和2年度の活動計画については、違反転用の現地調査を行い、違反転用している事業者と土地所有者に是正指導を引き続き行う。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号 川越市農業委員会の「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について及び議案第7号 川越市農業委員会の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号及び議案第7号について原案どおり決定する。

議案第 8 号

令和 3 年度県農地利用最適化に関する意見の提出に対する
意見等報告書について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「8号議案は委員から提出された意見の中で、件数が多かったものなどを事務局においてまとめ、整理したものである。(1)農地の有効利用の推進のための支援について、農業委員会として取組事項は次の2項目である。1 関係機関との連携強化については、農業委員会が関係機関と一層連携して活動できるように県に橋渡しの役目を求めるものである。2 遊休農地対策については、遊休農地対策として農地保全を請け負う事業者を育成し、紹介できる体制の整備について求めるものである。あわせて、農地の相続について相続時に意向調査を行うなどの制度の見直しを国に要望するよう求めるものである。行政に求める事項は次の2項目である。1 農地中間管理事業については、農地中間管理機構の認知度がいまだに低く、同機構が十分に役割を果たすことができるよう一層の周知を求めるものである。2 基盤整備事業の促進については、基盤整備には多額の費用を要することから、事業の更なる増額をお願いするものである。(2)担い手の育成・確保、新規参入などの支援および経営改善支援については、農業委員会として取組事項は次の2項目である。1 新規就農者に対する支援については、定年帰農者を含む新規就農者が安定した農業経営ができるようサポートする体制の推進について求めるものである。2 明日の担い手育成塾については、当事業に関して入塾者の増員が図れるよう一層の広報活動を求めるものである。行政に求める事項は次の2項目である。

1 農業機械・施設等設備費の支援については、農業機械・施設等の設備

費用が非常に高額化しており、農家の大きな負担、新規就農者の参入障壁となっている。このため、農業機械・施設等設備費に対する補助制度の創設をお願いするものである。2 農業のスマート化研究及びその活用については、農業の技術的な進歩が進んでいることから、AI等の活用について勉強会等、農業者への情報提供と開発研究を求めるものである。(3) その他農業振興のための支援については、農業委員会として取組事項は次の1項目である。1 鳥獣害対策については、鳥獣害について、新たな対策技術等の情報提供や、効果が認められる電気柵などの設置費用の助成について求めるものである。行政に求める事項は次の3項目である。1 農産物のブランド化への支援については、農産物の付加価値を向上させるために、農産物のブランド化に向けた農業者への指導と販路の開拓などについて支援を求めるものである。2 多面的機能支払交付金については、多面的機能支払交付金の活用について、制度の見直しを求めるほか、制度についての周知をお願いするものである。3 新型コロナウイルス感染症対策については、今般の新型コロナウイルス感染症を受けて、農業者の被害状況の調査及び販路の確保等消費者と直接結びつくような方策の検討を求めるものである。本意見等報告書については、本総会で審議したのち埼玉県農業会議に提出する。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「小畔川について、昭和50年代の河川改修工事に伴い用水堰が板堰からゴム引布製起伏堰に変更されたが、腐食と劣化が進み危険な状態である。構造の変更、修繕費の支援等について、報告書に加えてほしい。」との意見があった。

事務局から「いただいた御意見を整理した上で、報告書に加えたい。」

との説明があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「多面的機能支払交付金について、『対象事業の拡大』とあるが、私の地区のように未整備地域だと難しいので、対象地区という文言を付け加えていただきたい。」との意見があった。

事務局から「該当箇所の文言については、『対象事業及び対象地区の拡大』として整理させていただきたい。」との説明があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第8号「令和3年度県農地利用最適化に関する意見の提出に対する意見等報告書について」原案に一部修正を加えることで採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第8号について原案に一部修正を加え決定する。

14 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第435回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

15 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和2年6月5日

議長 石川 秀夫 印

委員 吉崎 一行 印

委員 鈴木 一 印

委員 内田 光夫 印
